

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区一時保護施設第三者評価業務委託	No.5200667
工（納）期	令和 8 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 7 年 8 月 1 9 日	
契約金額	8 7 0 , 0 0 1 円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人 日本児童相談業務評価機関 (法人番号：9010005034125)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	総価契約

業者選定理由書

件 名	荒川区一時保護施設第三者評価業務委託
指名業者 (案)	名 称 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関 所在地 東京都北区赤羽西 3-3 3-3 代表者 代表理事 安部 計彦
特命理由	本件は、荒川区子ども家庭総合センターの一時保護施設に対し、第三者評価を実施するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の承認を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、保護児童に対して質の高い支援を継続していくため、こども家庭庁で策定された「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」に基づき、専門的な知見をもつ評価機関において適切に実施する必要がある。 ② 上記事業者は、児童相談所での豊富な経験等がある者又は弁護士として子どもの権利擁護及び児童福祉分野に精通する者を評価者に配置しており本事業に係る深い見識と専門性を持つ評価者を確保している。 また、第三者評価の手引き策定委員として携わっているため、第三者評価における評価基準を正確に理解しており、児童相談所及び一時保護施設専門の評価機関は他にはない。 ③ 上記事業者は、過去3年間に於いて全国で36か所の児童相談所及び25か所の一時保護施設に係る第三者評価を受託しており、豊富な実績をもつため、より適切な評価が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)